

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 新興プランテック株式会社

【英訳名】 Shinko Plantech Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉川善治

【本店の所在の場所】 横浜市磯子区新磯子町27番地5

【電話番号】 045-758-1950

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部所管 総務・人事部長 福久正毅

【最寄りの連絡場所】 横浜市磯子区新磯子町27番地5

【電話番号】 045-758-1950

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部所管 総務・人事部長 福久正毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額 金1,386,836,220円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会に係る規定の追加、取締役会に係る規定の変更、監査役会に係る規定の削除等、必要な変更。

ロ 責任限定契約を締結する取締役の範囲を変更。

ハ 重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設。

ニ 単元未満株式の買増しを新設。

ホ その他上記各号変更等に伴う所要の変更。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、吉川善治、大友喜治、池田俊明、鳴瀧宣夫、中沢信雄、鰐淵 彰、山内弘人、佐藤琢磨、および嵐 義光を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、井手上信博、木原 功、二宮照興、小松俊二、および布施雅弘を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大西 裕を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を「年額400,000千円以内」とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額70,000千円以内」とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	408,197	413	0	(注) 1	可決 99.90
第2号議案 定款一部変更の件	407,994	616	0	(注) 2	可決 99.85
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件					
吉川善治	385,530	23,079	0		可決 94.35
大友喜治	392,762	15,848	0		可決 96.12
池田俊明	393,059	15,551	0		可決 96.19
鳴瀧宣夫	393,038	15,572	0	(注) 3	可決 96.19
中沢信雄	393,079	15,531	0		可決 96.20
鱒淵 彰	393,079	15,531	0		可決 96.20
山内弘人	393,079	15,531	0		可決 96.20
佐藤琢磨	393,079	15,531	0		可決 96.20
嵐 義光	387,232	21,377	0		可決 94.77
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件					
井手上信博	391,665	16,944	0		可決 95.85
木原 功	391,665	16,944	0	(注) 3	可決 95.85
二宮照興	403,893	4,717	0		可決 98.85
小松俊二	302,647	105,962	0		可決 74.07
布施雅弘	403,248	5,362	0		可決 98.69
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 3	
大西 裕	408,140	470	0		可決 99.88
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	402,548	2,135	3,927	(注) 1	可決 98.52
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	402,156	2,527	3,927	(注) 1	可決 98.42

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。